

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第136号

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条中「文化市民局文化芸術担当局長」を「文化市民局長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)